

事例番号:360028

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第七部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 6 日

22:35 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 38 週 0 日

4:41 経産分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 0 日

(2) 出生時体重:2200g 台

(3) 脇帯動脈血ガス分析:pH 7.36、BE -4.5mmol/L

(4) アプローチスコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

生後 11 日 小頭症あり、両側小眼球、網膜剥離のため精査

生後 43 日 軽度右難聴あり

生後 74 日 痙攣発作の群発あり

(7) 頭部画像所見:

生後 54 日 頭部 MRI で脳室拡大と脳室壁の不整・白質容量の低下を認める

が、大脳基底核・視床に明らかな信号異常は認めず、小脳虫部の低形成を認める

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分: 診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師: 産科医 1 名
看護スタッフ: 助産師 1 名、准看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

脳性麻痺発症の原因を解明することが極めて困難な事例であり、原因は不明であると考える。ただし、先天異常の可能性も否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 分娩経過中の管理(分娩監視装置装着、内診等)は一般的である。
- (2) 脐帶動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

出生時の対応および生後1日に新生児黄疸のため、B医療機関に搬送したことは、いずれも一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

- 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項
なし。
- 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項
なし。
- 3) わが国における産科医療について検討すべき事項
 - (1) 学会・職能団体に対して
原因不明の脳性麻痺の事例集積を行い、その病態についての研究を推進す

ることが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。